

議案第 25 号

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第12条中「国民健康保険の診療報酬」を「国民健康保険事業費納付金」に改める。

第15条第2項中「保険事業」を「保健事業」に改める。

第16条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 国民健康保険事業費納付金の納付の費用に充てるとき。
- (2) 保健事業の費用に充てるとき。
- (3) その他特別の事情があるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険支払準備基金の処分について、茨城県が徴収する国民健康保険事業費納付金の額が、今後医療費の急増等から納付額が急激に増加し支払が困難となっ

た場合の財源として充てることが可能となるようにするため、この条例案を提出するものである。

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 第11条（略） （設置）</p> <p>第12条 <u>国民健康保険事業費納付金の支払の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するためつくば市国民健康保険支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第13条・第14条（略） （運用益金の処理）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益を<u>保健事業の費用</u>に充てる場合にあつては、基金に編入しないことができる。</p> <p>（基金の処分）</p> <p>第16条 基金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り処分することができる。</p> <p>(1) <u>国民健康保険事業費納付金の納付の費用に充てるとき。</u></p> <p>(2) <u>保健事業の費用に充てるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他特別の事情があるとき。</u></p> <p>第17条（以下略）</p>	<p>第1条 第11条（略） （設置）</p> <p>第12条 <u>国民健康保険の診療報酬の支払の円滑化及び保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するためつくば市国民健康保険支払準備基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第13条・第14条（略） （運用益金の処理）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益を<u>保険事業の費用</u>に充てる場合にあつては、基金に編入しないことができる。</p> <p>（基金の処分）</p> <p>第16条 基金は、次の各号の<u>一に</u> 該当する場合に限り処分することができる。</p> <p>(1) <u>流行性疾患の異常発生等のため診療費が激増し、医療費の支払義務額が予定額よりも著しく上回ることとなり、当該年度中の支払が困難になったとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他特別の事由により保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の支払が困難になったとき。</u></p> <p>(3) <u>保険事業の費用に充てるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に準ずる特別の事情があるとき。</u></p> <p>第17条（以下略）</p>